

## 国内クレジットの譲渡に関する契約（案）

一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（以下「譲渡人」という。）及び〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「譲受人」という。）は、次の条項により国内クレジットの譲渡に関する契約（以下「本契約」という）を締結する。

この契約の締結の証しとして、本書2通を作成し、譲渡人、譲受人双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 月 日

（譲渡人） 岐阜市神田町1丁目11番地  
一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社  
代表理事 丸山 幸太郎

（譲受人）

(目的)

第1条 本契約は、譲渡人及び譲受人の間における国内クレジットの譲渡に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約に別段の定めが無い限り、本契約にて用いられる用語については以下に定める意味を有する。また、本条において特に定めが無い用語については、運営規則に定める意味を有する。

- (1) 「運営規則」とは、平成20年10月21日付の経済産業省、環境省及び農林水産省による「国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則」及びこれに付随する諸規則等（国内クレジット認証委員会が制定する各種申請書、報告書又は確認書等の様式を含む。）を意味する（いずれについても、その後の改正等を含む。）。
- (2) 「委員会」とは、運営規則に基づく国内クレジット認証委員会をいう。
- (3) 「国内クレジット」とは、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づき、日本国内で実施した排出削減事業により実現された温室効果ガスの排出削減量に対して、委員会が運営規則により認証した排出削減量をいう。
- (4) 「国内クレジット制度」とは、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）において規定されている、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度であり、運営規則に従って運営される制度をいう。
- (5) 「本国内クレジット」とは、本契約に基づく譲渡の目的物である、第4条に記載の対象排出削減事業から生じた国内クレジットをいう。

(契約期間)

第3条 本契約の期間は、本契約締結日から、本国内クレジットの譲渡に関する当事者の義務の履行が完了した日までとする。

(基本条件)

第4条 本契約に基づく国内クレジット譲渡の基本条件は、以下のとおりとする。

本国内クレジット の表示	対象排出削減事業	住宅への太陽光発電システムの導入によるCO <sub>2</sub> 削減事業
	排出削減事業者	ぎふし減CO <sub>2</sub> 倶楽部
	譲渡数量	tCO <sub>2</sub>

譲渡単価	tCO2 あたりの代金	円 (但し、消費税及び地方消費税相当 分別)
譲渡日	第5条第2項に基づき、譲渡人が委員会に対して、国内クレジットの移転申請を行った日。	
支払日	譲渡人が発行する請求書を、譲受人が受領した日から30日以内	

(譲渡)

第5条 譲渡人は、前条に基づき、本国内クレジットを譲受人に対して譲り渡す。

- 2 譲渡人は、委員会に対し、移転先を譲受人とする本国内クレジットの移転申請を行う。
- 3 譲受人は、譲渡人が第2項の申請を行うのに先立ち、運営規則に基づき設置される、譲受人が国内クレジットを保有するための口座の口座番号を譲渡人に通知する。

(代金の支払い)

第6条 譲受人は譲渡人に対して、第4条に基づき、譲渡人の指定する銀行口座に振込み送金することにより支払う。譲受人は、本条に基づく振込み送金手続を完了した場合には、直ちに譲渡人に対してその旨通知するものとする。なお、振込みに要する手数料は譲受人が負担する。

(契約の解除)

第7条 以下の各号に掲げる譲渡人及び譲受人のいずれにもその責を帰すことができない事由が生じた場合には、譲渡人または譲受人は相手方に書面により通知の上、本契約を解除することができる。当該通知がなされた時点において譲渡人の本国内クレジットに関する引渡し義務は消滅し、また、譲受人の譲渡金等の支払い義務も消滅するものとし、譲渡人及び譲受人は、相互に相手方に対し何らの責任も負わないものとする。ただし、当該通知がなされた時点において、第5条に規定する譲渡人の義務の履行が完了している場合は、当該履行に係る限りにおいて、譲受人は代金の支払い義務を負う。

- (1) 委員会から認証を受けることができない場合
  - (2) 天災その他自然的又は人為的な事象により、本契約の履行が不可能又は著しく困難となった場合
  - (3) 国内クレジット制度の変更又は廃止等により、国内クレジットの譲渡取引が不可能となった場合
- 2 譲渡人または譲受人のいずれかが、以下の各号に掲げる事由に該当した場合には、相手方は書面により通知の上、本契約を解除し、当該事由に起因して自己に発生した

損害の賠償を請求することができる。ただし、第2号に該当する場合は、書面による通知を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。
- (2) 本契約に基づく相手方が合併によらず解散したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本契約の継続に重大な支障を生じ得る財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(秘密の保持)

第8条 譲受人は、譲渡人の同意なしに本契約の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用及び租税)

第9条 本契約で別途明確に規定した場合を除き、本国内クレジットの譲渡及び移転にかかる租税及び諸費用は、すべて譲渡日をもって区別し、譲渡日以前に発生した租税及び諸費用については譲渡人の負担とし、譲渡日より後に発生した租税及び諸費用については譲受人の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本国内クレジットの譲渡にかかる消費税（地方消費税を含む。）については譲受人の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 譲渡人及び譲受人は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(政策及び法令変更等)

第11条 運営規則その他国内クレジット制度に関する規則の変更又は法令もしくは政策の変更によって、本契約の全部もしくは一部の履行に影響が生じる場合、当事者は、当該影響に対応する為の本契約の修正に関して、誠意をもって協議を行うものとする。

(準拠法)

第12条 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従い、解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(その他)

第 14 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、譲渡人及び譲受人が協議して決定する。